

山梨県公報

第二千四百五十三号

平成二十六年

十月二日

木曜日

目次

告示

- 山梨県土地利用基本計画の変更……………五八九
- 道路の区域変更(五件)……………五八九
- 建築基準法に基づく道路位置指定……………五九一
- 有害図書類の指定……………五九一
- 公共測量の実施(二件)……………五九一
- 開発行為に関する工事の完了について……………五九二
- 開発行為に関する工事のうち公共施設に関する工事の完了について……………五九二
- 落札者等の決定について……………五九二

公告

告示

山梨県告示第二百七十八号

山梨県土地利用基本計画を変更したので、国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十六年十月二日

山梨県知事 横内 正明

一 変更に係る事項

山梨県土地利用基本計画の農業地域の変更

二 変更内容

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係図書を山梨県企画県民部企画課に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二百七十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十六年十月二十三日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月二日

山梨県知事 横内 正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 割子切石線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧	新		
南巨摩郡身延町下田原字廣反歩一一九六番の一地先から 南巨摩郡身延町切石字南割一八四番の一地先まで	六・六 二七七・六	七・一 一一九・七	一六四二・〇	五六七・〇
南巨摩郡身延町下田原字廣反歩一一九六番の一地先から 南巨摩郡身延町切石字南割一八四番の一地先まで	六・六 三六二・九	七・一 二二一・五	一六四二・〇	二二九四・〇

山梨県告示第二百八十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十六年十月二十三日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月二日

山梨県知事 横内 正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 茅野北杜韮崎線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		延長 (メートル)
	旧	新	
韮崎市藤井町駒井字天神前五九五番の三地区 から 韮崎市藤井町駒井字天神前五九五番の三地区 先まで	六・三〇 八・八	六・三〇 八・八	九九九・〇
	八・六〇 三八・六	六・三〇 八・八	九九九・〇
			九三六・五

山梨県告示第二八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び新環状・西関東道路建設事務所において、この告示の日から平成二十六年十月二十三日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月二日

山梨県知事 横内 正明

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一四〇号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		延長 (メートル)
	旧	新	
山梨市東字中島四八四番の一地先から 山梨市万力寺ノ前七五〇番の四地先まで	一一・四〇 九五・〇	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
			三八五三・六

山梨市東字中島四八四番の一地先から
山梨市万力寺一丁目二二二番の一地先まで

山梨市東字中島四八四番の一地先から
山梨市万力寺一丁目二二二番の一地先まで

区 間	旧新の別		延長 (メートル)
	旧	新	
山梨市東字中島四八四番の一地先から 山梨市万力寺一丁目二二二番の一地先まで	九・二〇 三三・八	九・二〇 三三・八	四一五五・七
	一一・四〇 九五・〇	九・二〇 三三・八	三八五七・六
			四一五五・七

山梨県告示第二八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十六年十月二十三日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月二日

山梨県知事 横内 正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲斐芦安線
- 三 道路の区域

南アルプス市芦安通字ジャレ九五番の二
地先から
南アルプス市芦安芦倉字家前御勅使川左岸
堤防敷地先まで

区 間	旧新の別		延長 (メートル)
	旧	新	
南アルプス市芦安通字ジャレ九五番の二 地先から 南アルプス市芦安芦倉字家前御勅使川左岸 堤防敷地先まで	六・四〇 一九・九	六・四〇 一九・九	三六七・〇
	六・四〇 一九・九	九・三〇 七一・五	三六七・〇
			三四七・〇

山梨県告示第二八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十六年十月二十三日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月二日

山梨県知事 横内 正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 四日市場上野原線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
上野原市鶴島字田代三三四番の一地先から 上野原市鶴島字田代三二四一番の一地先まで	一九・〇、 二八・三	一四・五、 一八・四		五一・四

山梨県告示第二百八十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県県東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年十月二日

山梨県知事 横内 正明

- 一 指定の年月日
平成二十六年十月二日
- 二 指定道路の位置
笛吹市石和町唐柏字池田六百二十三番九
- 三 指定道路の幅員
最大四・五〇メートル 最小四・一〇メートル
- 四 指定道路の延長
五七・〇四メートル

山梨県告示第二百八十五号
青少年保護育成のための環境浄化に関する条例（昭和三十九年山梨県条例第四十三号）第五条第三項の規定により、次のものを有害図書類として指定し、平成二十六年十月二日から施行する。

平成二十六年十月二日

山梨県知事 横内 正明

- 一 指定する図書類（雑誌）の名称及び発行所

名 称	発 行 所
月刊実話ドキュメント 9月号	マイウェイ出版
チャンプロード 10月号	笠倉出版社
mini Berry vol. 6	秋水社
aya 9月号	宙（おおぞら）出版
Boy, Sピアス禁断 8月号	マガジン・マガジン
実話ナックルズ 9月号	ミリオン出版
黄金のGT 10月号	晋遊舎
禁断LoversMAX vol. 9	ぶんか社
裏モノ JAPAN 10月号	鉄人社

- 二 指定する理由

著しく性的感情を刺激し、甚だしく粗暴性を助長し、又は著しく犯罪を誘発する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

公 告

- 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条

第一項の規定により、平成二十六年九月十六日付けで南アルプス市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成二十六年十月二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 作業種類 公共測量(修正測量)
- 二 作業期間 平成二十六年九月十七日から平成二十七年三月二十日まで
- 三 作業地域 南アルプス市内

● 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、平成二十六年九月二十二日付けで南アルプス市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成二十六年十月二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 作業種類 公共測量(航空写真撮影)
- 二 作業期間 平成二十六年十月一日から平成二十七年三月二十四日まで
- 三 作業地域 南アルプス市内(山間地の一部を除く)

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十六年十月二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称
中巨摩郡昭和町築地新居字大神七三二の一、七三三の一、七三四の一及び七三五の一の区域

- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
笛吹市春日居町加茂二百十番地一 株式会社鈴木デンソーサービス 代表取締役 鈴木美紀子

● 開発行為に関する工事のうち公共施設に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成二十六年十月二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称
中巨摩郡昭和町西条字村前二一八七の三、二一八七の四、二一八八の二、二二〇一の三、水及び道の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置 及び 区域
道路	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び昭和町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
中巨摩郡昭和町西条四千二百二番地 野呂瀬 正彦

公安委員会

● 落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十六年十月二日

山梨県警察本部長 飯 利 雄 彦

- 一 落札に係る借入物品等の名称及び数量
(一) 名称 初動捜査活動支援システム本部装置
(二) 数量 一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地
(一) 名称 山梨県警察本部刑事部捜査第一課
(二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十六年九月四日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所
(一) 名称 富士通リース株式会社 東京第一営業部長 畑 松彦

- (二) 住所 東京都千代田区神田練堀町三番地
- 五 落札金額 一億千四百九十九万千八百円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 平成二十六年七月二十四日

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番